

景観整備に関する補助制度について - 陶の路沿線 -

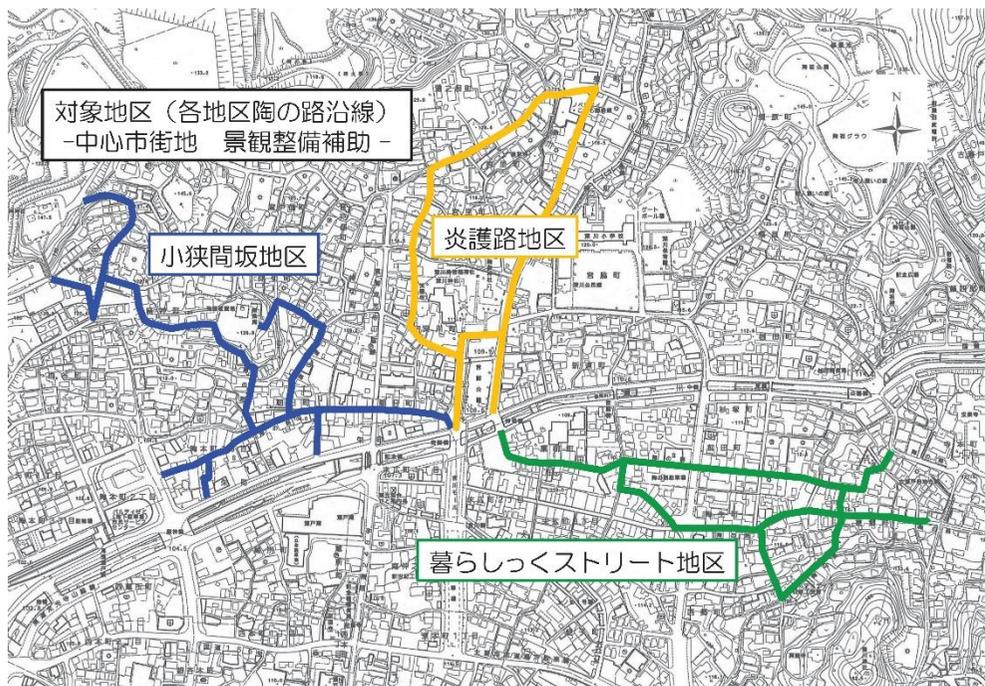
中心市街地（下記対象地区の沿線）における市街地の整備改善等に寄与する事業に対し、補助金を交付します。

対象地区と各地区の街なみ環境整備方針

◇小狭間坂地区：眺望を楽しみ芸術を味わう街なみづくり

◇炎護路地区：せとの歴史や伝統を訪ね、やきもの技術に親しむ街なみづくり

◇暮らしっくストリート地区：庶民的ぬくもりと暮らしを感じる街なみづくり



◆このようなときに補助が出ます

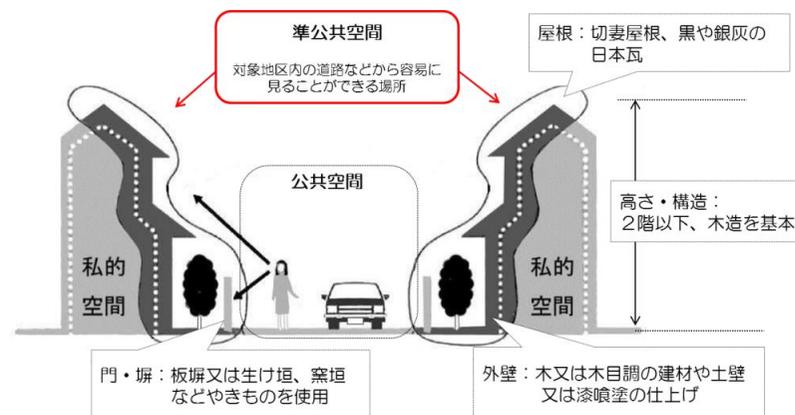
- ・ 門、塀等の移設
- ・ 修景施設整備

景観に配慮して
 家を建てる時、建て替える時
 駐車場の整備をする時
 門・塀を立てる時、立て替える時 など

※景観整備の内容は、各地区に定められた街なみ環境整備方針に沿って申請者と瀬戸市都市計画課が協議を行います。

◆補助基準と補助限度額など

	行為の内容	推奨基準	補助率 補助限度額
①	門、塀等の移設や修景施設整備等外観変更を伴う行為で、道路その他の公共施設から見る事ができるもの。	補助金交付要綱に基づく推奨基準及び準推奨基準	2/3 以内 100 万円



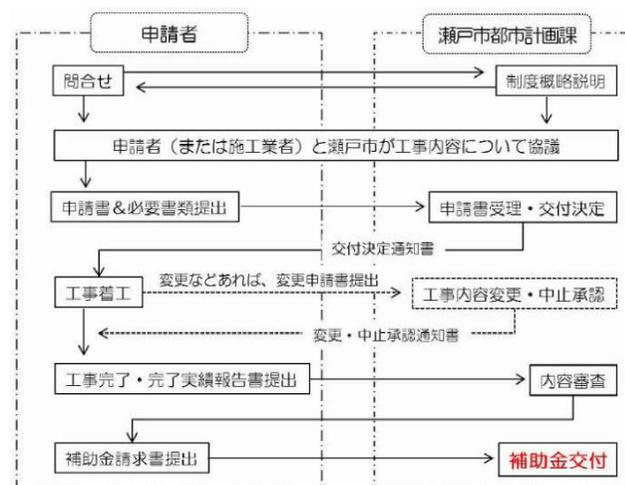
◆補助金の申請期間と手続きの流れ

申請期間：4月1日から5月中旬（HPなどで確認してください）

※申請者が複数いる場合は抽選で対象者を決定します

交付決定：5月末頃（予定） ※上記期間に申請がない場合は、その後先着となります

完了期限：当該年度の3月31日 ※期間・期限の末日が土休日の場合は直前の平日まで



◇お問合せ先
 瀬戸市 都市計画課
 tel 0561-88-2680
 e-mail
 tokei@city.seto.lg.jp